

令和7年度大山町職員採用試験案内（文化財調査員）

令和8年4月1日採用予定の大山町職員採用試験（文化財調査員）を次のとおり行います。

1 募集職種・採用予定者数・受験資格

文化財調査員 1名

昭和54年4月2日以降に生まれ、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する人

（ア）大学又は大学院の史学科その他これに準ずる学科において考古学に関する科目を履修し、卒業若しくは修了した人又は令和8年3月31日までに卒業見込み若しくは修了見込みの人

（イ）埋蔵文化財発掘調査の経験がある人

※なお、発掘調査報告書の作成または執筆の経験があればなお良い。

注意事項①

下記に該当する人は、受験資格がありません。

地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

注意事項②

日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和8年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務、公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。

2 採用予定時期

令和8年4月1日

※令和7年度中に欠員があった場合で、採用者の同意があれば採用日を前倒しし、令和7年度途中で採用となる場合があります。

3 勤務条件等（予定）

（1）初任給

大学卒程度 213,600円（1級21号給）

※一定の職歴等がある人はその経歴に応じて所定の金額が加算されます。

（2）給料に加えて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当を給与条例により支給します。

4 試験日・試験内容

○第1次試験

（1）日時及び場所

令和7年6月15日（日）に伯耆町で行いますが、正式な時刻及び試験会場は受験票に記載いたします。

（2）方法

(ア) 一般教養試験

時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題（自然に関する一般知識の出題はなし）、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題等について択一式による筆記試験

(イ) 事務適性検査

職員として事務の適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる

(ウ) 性格特性検査

公務員に求められる六つの資質について、性格特性を見る（ストレス耐性もチェック）

(エ) 作文試験 課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験

(3) 第一次試験合格者の発表

令和7年7月上旬に鳥取県西部町村会事務局から合格者に通知するほか、合格者の受験番号を大山町役場掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

○第二次試験

第二次試験は第一次試験の合格者についてのみ行います。

(1) 日時及び場所

令和7年7月14日（予定）に行いますが、時間及び場所は第一次試験合格者通知の際にお知らせします。

(2) 第二次試験

(オ) 口述試験 受験者の人柄、性格、職務遂行能力等について、個別面接

(カ) 専門試験 ※下記の試験内容を参照のこと

※試験内容

○専門試験

遺物実測の実技考査

※土器の実測図作成に必要な実測用具一式(筆記用具を含む。)を持参してください。

(3) 合格者の発表

令和7年7月中旬以降に鳥取県西部町村会事務局から合格者に通知するほか、合格者の受験番号を大山町掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

申込方法・受付期間

インターネット電子申請による申込

下記のとっとり電子申請サービス(大山町)にアクセスまたはQRコードをスマートフォン等で読み込んで必要事項を入力してください。



受付期間

令和7年4月1日（火）午前9時～令和7年6月2日（月）午後3時

※ インターネット申込のみ

文化財室の所管しているおもな業務

(1) 史跡大山寺旧境内整備

大山寺旧境内は平成 28 年 10 月 3 日に国の史跡に指定されました。大山寺は養老二年(718)の開山と伝わる天台宗の名刹で、その繁栄を示す高さ 6m を超える石垣や重要文化財の建造物が残されています。大山町ではその史跡を魅力溢れる観光地にしようと整備事業に取り組んでいます。江戸時代の石垣や僧坊建物の修理、境内地の発掘調査や遺構整備などを実施また予定しています。

(2) 所子伝統的建造物群保存地区整備

大山町所子は鎌倉時代前期には荘園として名が知られ、現在も農村集落として存続している集落です。平成 25 年 12 月 27 日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。江戸時代や明治時代の建物の修理や町並みを整えていく修景などを行っています。

(3) 重要文化財(建造物・美術工芸)修理事業・管理事業

大山町には国の重要文化財に 8 件(建造物 3 件・美術工芸品 5 件)が指定されています。それらの恒常的な管理事業を毎年行っています。そして、何年かに一度大規模な修理を実施することがあり、現在は大神山神社奥宮・末社下山神社の修理事業に取り組んでいます。

(4) 埋蔵文化財発掘調査

行政や民間の開発事業の実施に伴い、埋蔵文化財の有無を確認する調査を毎年行っています。また、研究を目的とした調査としては大山寺旧境内での調査があります。大山町内には鳥取県最古の遺跡や全国最大級の弥生集落遺跡である妻木晩田遺跡が所在するなど、新たな発見の可能性に満ちています。

(5) 天然記念物保存関係業務

大山町内には国指定特別天然記念物のオオサンショウウオが生息し、令和 6 年度にはコウノトリが繁殖に成功するなど、文化財に指定されている生物が数多くいます。また、植物でも特別天然記念物 1 件、天然記念物 1 件の指定があります。

先輩職員の声

大山町には史跡があり、伝建地区があり、特別天然記念物があり、町の規模では考えられないほど多くの文化財があります。私は大学で考古学を専攻していましたが、実際に働いてみるとそれ以外の知識が幅広く求められます。そのため、常に新鮮な知識に溢れていて、自分の成長を日々実感することができます。

魅力満載、数も満載の文化財に囲まれて、次々と興味の幅が広がっていく、そんな刺激的な毎日と一緒に送りませんか。お待ちしております。

10 問合せ先

大山町総務課

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 328

電話 0859-54-5201 (直通)

大山町商工観光課文化財室

〒689-3332 鳥取県西伯郡大山町末長 500

電話 0859-53-3136 (直通)

※ 災害の発生等やむを得ない事情により、急遽、試験日程や会場等を変更する場合があります。その場合、緊急連絡事項をお知らせする場合がありますので、必ず事前に大山町ホームページをご確認ください。